

第 19 号 議 案

令和 6 年 6 月 25 日
総 務 課
任 用 給 与 課

東京都人事委員会規則の一部改正について

標記の件について、下記の東京都人事委員会規則を別添のとおり改正し、施行する。

記

東京都人事委員会規則の一部改正

- 1 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
- 2 東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則
- 3 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

1 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

派遣先法人の追加に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 目 文	内 容								
<p>別 表 第 一 (条例第2条関係)</p>	<p>【派遣先団体の追加に伴う規定整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 別表第一（公益的法人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融経済教育推進機構 <table border="1" data-bbox="483 501 1441 2022"> <tr> <td data-bbox="483 501 671 535">団体名</td> <td data-bbox="671 501 1441 535">金融経済教育推進機構</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 535 671 568">申請者</td> <td data-bbox="671 535 1441 568">東京都知事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 568 671 1984">都事業との 関連性及び 職員派遣の 必要性</td> <td data-bbox="671 568 1441 1984"> <p><設立経緯></p> <p>金融経済教育推進機構は、国民一人ひとりが適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導（金融経済教育）を推進することを目的として、令和6年4月に「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」を根拠として、官民共同の下で設立された法人である。</p> <p><都事業との関連性></p> <p>『国際金融都市・東京』構想2.0を推進していくにあたり、「資産循環を担うプレーヤーの育成」を加速させていく必要があり、官民一体となった金融経済教育をより一層浸透させることが重要である。</p> <p>そのためには、官民共同の下、全国規模で国民に対して講師派遣事業やイベント・セミナー事業、機構が認定するアドバイザーによる個別相談事業等を行う金融経済教育機構と、金融経済教育に関して都が蓄積した長年のノウハウに基づく連携が不可欠である。</p> <p><職員派遣の必要性></p> <p>上記の施策推進には、機構の組織運営及び都内において展開する事業の企画・立案・実施について、都の政策方針や都民の特性・地域環境等に関する実態、都が蓄積する金融経済教育に関するノウハウを反映させることが不可欠であり、これらの事項に関して機構内で中核的役割を担う人材を派遣することで初めて実現可能となる。</p> <p>また、当該職員の機構における業務遂行を通じて、政府や日本銀行、全国銀行協会、日本証券業協会等と都内における金融経済教育の推進に関して情報共有や連絡調整を継続的に行い、これらの組織と人的ネットワークを形成することは『国際金融都市・東京』構想2.0の他の事業の実現に資するものである。</p> <p>加えて、当該業務を通じて適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得することで、都において金融経済教育を更に推進するための業務経験や知識を持った職員の育成にもつながる。</p> <p>以上のことから、都の施策実現のため当該団体に都職員を派遣する必要がある</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="483 1984 671 2022">都出資比率</td> <td data-bbox="671 1984 1441 2022">—</td> </tr> </table>	団体名	金融経済教育推進機構	申請者	東京都知事	都事業との 関連性及び 職員派遣の 必要性	<p><設立経緯></p> <p>金融経済教育推進機構は、国民一人ひとりが適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導（金融経済教育）を推進することを目的として、令和6年4月に「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」を根拠として、官民共同の下で設立された法人である。</p> <p><都事業との関連性></p> <p>『国際金融都市・東京』構想2.0を推進していくにあたり、「資産循環を担うプレーヤーの育成」を加速させていく必要があり、官民一体となった金融経済教育をより一層浸透させることが重要である。</p> <p>そのためには、官民共同の下、全国規模で国民に対して講師派遣事業やイベント・セミナー事業、機構が認定するアドバイザーによる個別相談事業等を行う金融経済教育機構と、金融経済教育に関して都が蓄積した長年のノウハウに基づく連携が不可欠である。</p> <p><職員派遣の必要性></p> <p>上記の施策推進には、機構の組織運営及び都内において展開する事業の企画・立案・実施について、都の政策方針や都民の特性・地域環境等に関する実態、都が蓄積する金融経済教育に関するノウハウを反映させることが不可欠であり、これらの事項に関して機構内で中核的役割を担う人材を派遣することで初めて実現可能となる。</p> <p>また、当該職員の機構における業務遂行を通じて、政府や日本銀行、全国銀行協会、日本証券業協会等と都内における金融経済教育の推進に関して情報共有や連絡調整を継続的に行い、これらの組織と人的ネットワークを形成することは『国際金融都市・東京』構想2.0の他の事業の実現に資するものである。</p> <p>加えて、当該業務を通じて適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得することで、都において金融経済教育を更に推進するための業務経験や知識を持った職員の育成にもつながる。</p> <p>以上のことから、都の施策実現のため当該団体に都職員を派遣する必要がある</p>	都出資比率	—
団体名	金融経済教育推進機構								
申請者	東京都知事								
都事業との 関連性及び 職員派遣の 必要性	<p><設立経緯></p> <p>金融経済教育推進機構は、国民一人ひとりが適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得し、これを活用する能力の育成を図るための教授及び指導（金融経済教育）を推進することを目的として、令和6年4月に「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」を根拠として、官民共同の下で設立された法人である。</p> <p><都事業との関連性></p> <p>『国際金融都市・東京』構想2.0を推進していくにあたり、「資産循環を担うプレーヤーの育成」を加速させていく必要があり、官民一体となった金融経済教育をより一層浸透させることが重要である。</p> <p>そのためには、官民共同の下、全国規模で国民に対して講師派遣事業やイベント・セミナー事業、機構が認定するアドバイザーによる個別相談事業等を行う金融経済教育機構と、金融経済教育に関して都が蓄積した長年のノウハウに基づく連携が不可欠である。</p> <p><職員派遣の必要性></p> <p>上記の施策推進には、機構の組織運営及び都内において展開する事業の企画・立案・実施について、都の政策方針や都民の特性・地域環境等に関する実態、都が蓄積する金融経済教育に関するノウハウを反映させることが不可欠であり、これらの事項に関して機構内で中核的役割を担う人材を派遣することで初めて実現可能となる。</p> <p>また、当該職員の機構における業務遂行を通じて、政府や日本銀行、全国銀行協会、日本証券業協会等と都内における金融経済教育の推進に関して情報共有や連絡調整を継続的に行い、これらの組織と人的ネットワークを形成することは『国際金融都市・東京』構想2.0の他の事業の実現に資するものである。</p> <p>加えて、当該業務を通じて適切な金融サービスの利用等に資する金融又は経済に関する知識を習得することで、都において金融経済教育を更に推進するための業務経験や知識を持った職員の育成にもつながる。</p> <p>以上のことから、都の施策実現のため当該団体に都職員を派遣する必要がある</p>								
都出資比率	—								

	<p>【参考】</p> <p>○公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（抄） （職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの（以下この項及び第三項において「公益的法人等」という。）との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（条例で定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>一 一般社団法人又は一般財団法人</p> <p>二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人</p> <p><u>三 特別の法律により設立された法人（前号に掲げるもの及び営利を目的とするものを除く。）で政令で定めるもの</u></p> <p>四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する連合組織で同項の規定による届出をしたもの</p> <p>○公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（抄）</p> <p><u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。</u></p> <p><u>百十三 金融経済教育推進機構</u></p> <p>○公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例（抄） （職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者は、次項に定める団体との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため職員を派遣することができる。</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する団体で、人事委員会規則で定めるものとする。</p> <p>一 都が出資し、若しくは補助金、負担金その他これに準ずるものを支出し、又は事業の委託若しくは役員の派遣を行っている団体</p> <p>二 地方行政に資する事業を広域的に行っている団体</p> <p><u>三 公共の利益の増進を目的とする事業を行っている団体で、都がその事業に参画し、又は協力することが、都の施策の推進に有益と認められるもの</u></p>
<p>施 行 期 日 附 則</p>	<p>令和6年7月1日</p>

2 東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

上記1の規則改正による団体追加等を踏まえ、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
別 表 第 一 (第9条関係) 第19条第1項第2号 第22条第1項第1号	【都の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う団体の追加に伴う規定整備】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 別表第一（公益的法人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融経済教育推進機構 【令和5年7月1日付組織改正に伴う規定整備】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 再就職状況の届出・公表に関する規定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「福祉保健局の各部」 → 「福祉局及び保健医療局の各部」
施 行 期 日 附 則	令和6年7月1日 ただし、組織改正に伴う規定整備は、令和5年7月1日から適用する。

3 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職責の変更に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
行政職給料表 (一)5級昇格時 職務区分別号給 表 別表第8イ	【職責の変更に伴う改正】 本庁の職務区分2を適用する職から「スタートアップ・国際金融都市戦略室特区・規制改革担当部長」を削除
施 行 期 日 附 則	令和6年7月1日

規則等改正案文一覧

～ 目次 ～

- 1 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（3頁）
- 3 「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について（5頁）

公益的法人等への東京都職員のパ遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年六月二十八日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第 号

公益的法人等への東京都職員のパ遣等に関する規則の一部を改正する規則
公益的法人等への東京都職員のパ遣等に関する規則（平成十四年東京都人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「危険物保安技術協会」を 「危険物保安技術協会
金融経済教育推進機構」 に改める。

附 則

この規則は、令和六年七月一日から施行する。

東京都職員 の 退職管理に 関する 規則の 一部を 改正する 規則を 公布する。

令和六年六月二十八日

東京都 人事 委員会

● 東京都 人事 委員会 規則 第 号

東京都 職員 の 退職管理に 関する 規則の 一部を 改正する 規則

東京都 職員 の 退職管理に 関する 規則（平成二十八年東京都 人事 委員会 規則 第十一号）の 一部を 次の ように 改正する。

第十九条 第一項 第二号中「福祉保健局の各部、」を「福祉局及び保健医療局の各部並びに」に、「保健所及び」を「保健所並びに」に改める。

第二十二條 第一項 第一号中「福祉保健局の各部、」を「福祉局及び保健医療局の各部並びに」に、「保健所及び」を「保健所並びに」に改める。

別表 第一中「危険物保安技術協会」を「危険物保安技術協会
金融経済教育推進機構」に改める。

附 則

この 規則は、令和六年七月一日から 施行し、この 規則による 改正後の 東京都 職員 の 退職管理に 関する 規則 第十九条 第一項 第二号 及び 第二十二條 第一項 第一号 の 規定は、令和

五年七月一日から適用する。

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年六月 日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第 号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第八イの部二の項中「メターメック・国際金融株式会社・建設省建設省」を削る。

附 則

この規則は、令和六年七月一日から施行する。

規則等改正新旧対照表

～ 目 次 ～

- 1 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（3頁）
- 3 「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について（5頁）

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則（平成十四年東京都人事委員会規則第一号） 新旧対照表（抄）

改 正 案	現 行
<p>第一条から第三条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一（第二条関係）</p> <p>一般財団法人G o v T e c h東京から一般社団法人日本公園緑地協会まで（現行のとおり）</p> <p><u>危険物保安技術協会</u></p> <p><u>金融経済教育推進機構</u></p> <p>公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所から日本消防検定協会まで（現行のとおり）</p> <p>別表第二（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第三条まで（略）</p> <p>別表第一（第二条関係）</p> <p>一般財団法人G o v T e c h東京から一般社団法人日本公園緑地協会まで（略）</p> <p><u>危険物保安技術協会</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所から日本消防検定協会まで（略）</p> <p>別表第二（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>第一条から第十八条まで（現行のとおり） （実質的に行政上の権限を行使しない職員）</p> <p>第十九条（現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>二 職員給与条例別表第五イ医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち職務の級が一級である職員、同表第五ロ医療職給料表(二)の適用を受ける職員のうち職務の級が三級以下である職員及び同表第五ハ医療職給料表(三)の適用を受ける職員のうち職務の級が三級以下である職員（東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四号）第八条に定める<u>福祉局及び保健医療局の各部並びに</u>保健所の設置等に関する条例（昭和二十三年東京都条例第百二十八号）第一条に規定する<u>保健所並びに</u>東京都健康安全研究センター処務規程（平成十五年東京都訓令第二十一号）第二条に規定する広域監視部に勤務する職員を除く。）</p> <p>三から五まで（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第二十条及び第二十一条（現行のとおり） （再就職状況の公表）</p> <p>第二十二条（現行のとおり）</p> <p>一 離職日において、職員給与条例別表第五医療職給料表に掲げる各給料表の適用を受けていた職員（離職日において、東京都組織規程第八条に定める<u>福祉局及び保健医療局の各部並びに</u>保健所の設置等に関する条例第一条に規定する<u>保健所並びに</u>東京都健康安全研究センター処務規程第二条に規定する広域監視部に勤務していた職員を除く。）</p> <p>二及び三（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第十八条まで（略） （実質的に行政上の権限を行使しない職員）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 職員給与条例別表第五イ医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち職務の級が一級である職員、同表第五ロ医療職給料表(二)の適用を受ける職員のうち職務の級が三級以下である職員及び同表第五ハ医療職給料表(三)の適用を受ける職員のうち職務の級が三級以下である職員（東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四号）第八条に定める<u>福祉保健局の各部、</u>保健所の設置等に関する条例（昭和三十二年東京都条例第百二十八号）第一条に規定する<u>保健所及び</u>東京都健康安全研究センター処務規程（平成十五年東京都訓令第二十一号）第二条に規定する広域監視部に勤務する職員を除く。）</p> <p>三から五まで（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第二十条及び第二十一条（略） （再就職状況の公表）</p> <p>第二十二条（略）</p> <p>一 離職日において、職員給与条例別表第五医療職給料表に掲げる各給料表の適用を受けていた職員（離職日において、東京都組織規程第八条に定める<u>福祉保健局の各部、</u>保健所の設置等に関する条例第一条に規定する<u>保健所及び</u>東京都健康安全研究センター処務規程第二条に規定する広域監視部に勤務していた職員を除く。）</p> <p>二及び三（略）</p> <p>2（略）</p>

<p>第二十三条（現行のとおり）</p> <p>別表第一（第九条関係）</p> <p>一般財団法人G o v T e c h東京から一般社団法人日本公園緑地協会まで（現行のとおり）</p> <p><u>危険物保安技術協会</u></p> <p><u>金融経済教育推進機構</u></p> <p>公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所から日本消防検定協会まで（現行のとおり）</p> <p>別表第二（現行のとおり）</p>	<p>第二十三条（略）</p> <p>別表第一（第九条関係）</p> <p>一般財団法人G o v T e c h東京から一般社団法人日本公園緑地協会まで（略）</p> <p><u>危険物保安技術協会</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所から日本消防検定協会まで（略）</p> <p>別表第二（略）</p>
---	---

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号） 新旧対照表（抄）

改正案				現行			
第一条から第三十五条まで（現行のとおり） 別表第一から七まで（現行のとおり） 別表第8 昇格時職務区分別号給表（第20条関係） イ 行政職給料表（一）5級昇格時職務区分別号給表				第一条から第三十五条まで（註） 別表第一から七まで（註） 別表第8 昇格時職務区分別号給表（第20条関係） イ 行政職給料表（一）5級昇格時職務区分別号給表			
職務	昇格の日における職		昇格後の号給	職務	昇格の日における職		昇格後の号給
区分	機関又は組織の名称	職		区分	機関又は組織の名称	職	
一	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	一	(略)	(略)	(略)
二	本庁	部の部長（職務区分一に規定するものを除く。）、主席監察員、政策企画局秘書事務担当部長、スタートアップ・国際金融都市戦略室国際金融都市総括担当部長及び総務局労務担当部長 政策企画局局務担当部長及び生活文化スポーツ局局務担当部長のうち、派遣条例第2条の規定に基づく派遣をされており、かつ、極めて困難な業務を所掌するものであって、別に定めるもの	(現行のとおり)	二	本庁	部の部長（職務区分一に規定するものを除く。）、主席監察員、政策企画局秘書事務担当部長、スタートアップ・国際金融都市戦略室国際金融都市総括担当部長、 <u>スタートアップ・国際金融都市戦略室特区・規制改革担当部長</u> 及び総務局労務担当部長 政策企画局局務担当部長及び生活文化スポーツ局局務担当部長のうち、派遣条例第2条の規定に基づく派遣をされており、かつ、極めて困難な業務を所掌するものであって、別に定めるもの	(略)

	東京都住宅政策本部 から東京都議会議会 局まで	(現行のとおり)	
三及 び四	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行の とおり)

ロ (現行のとおり)

	東京都住宅政策本部 から東京都議会議会 局まで	(略)	
三及 び四	(略)	(略)	(略)

ロ (略)